



平成 25 年 2 月 15 日

各位

会社名 株式会社 長 大  
 代表者名 代表取締役社長 永治 泰司  
 (コード番号 9 6 2 4 東証第二部)  
 問合せ先 取締役専務執行役員 藤田 清二  
 管理本部長  
 (TEL 03-3639-3301)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について、以下のとおり決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株式の投資単位を引き下げることにより、投資を行いやすい環境を整え、投資家層の投資機会を拡大、流動性の向上を図ると共に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行います。

\* 平成 25 年 2 月 15 時点の株価をもとに今回の単元株式数の引き下げが行われた場合、東京証券取引所の投資単位水準として定める 5 万円以上 50 万円未満という努力義務規定の水準を下回ることになりますが、当社としては今後も引き続き株価向上策にいそしみ、東京証券取引所の投資単位水準を上回るように努めてまいります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更致します。

(3) 変更予定日

平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考)平成 25 年 3 月 27 日 (水) をもって、東京証券取引所における当社株式売買単位は 500 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 (附則) 第 7 条の変更は、平成 25 年 4 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。 なお、本附則は第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。

以上